## 都市計画税の使途について

都市計画税は「都市計画法」(昭和43年法律第100号)に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であり、次に掲げる事業に充当する。

## 歳入歳出予算

歳入 (単位:千円)

予算科目			内容	決算額		
1款町税	5項 都市計画税	1目 都市計画税	現年課税分	316, 966		
			滞納繰越分	1, 486		
計						

歳出 (単位:千円)

	<b>文</b> 管到日	i	中米	市光弗	財源内訳			都市計画税
予算科目			事業	事業費	国県支出金	その他	一般財源	充当可能経費
8款 土木費	4項 都市計 画費	1目 都市計 画総務 費	都市計画総務一般事務 費	3, 706			3, 706	77
			都市政策課職員人件費	43, 504	105	559	42, 840	1, 065
			都市政策課(事業費支 弁)職員人件費	9, 007			9, 007	9, 007
		2目 街路事 業費	小渕江南線整備事業費	29, 540	1, 400		28, 140	0
		3目 下水道 費	下水道事業費	324, 715			324, 715	324, 715
		4 目 公園費	都市公園整備事業費	15, 634			15, 634	0
12款公債費	1項公債費	1目 元金	町債償還元金 (都市計画事業に係る 償還元金)	2, 766			2, 766	2, 766
		2目 利子	町債等償還利子 (都市計画事業に係る 償還利子)	64			64	64
	#			428, 936	1, 505	559	426, 872	337, 694